

津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書

安芸市（以下「甲」という。）と 高知県 （以下「乙」という。）は、南海地震等が発生したのち、地域住民が緊急に避難しなければならないときに、乙が所有する施設を地域住民の緊急避難施設（以下「津波避難ビル」という。）として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（使用物件）

第1条 乙は、乙が所有する次に掲げる施設を津波避難ビルとして、地域住民等に使用させるものとする。

- | | |
|----------|--------------------------|
| (1) 所在地 | 安芸市矢ノ丸 1-4-36 |
| (2) 所有者 | 高知県 |
| (3) 名 称 | 安芸総合庁舎 |
| (3) 構造等 | 鉄筋コンクリート造 6階建 |
| (4) 使用場所 | 屋上 178.34 m ² |

2 甲は、前項に規定する施設（以下「対象施設」という。）に地域住民等が避難した際に使用する必要な用具等を設置する場合は、乙の了解を得て行うものとする。

（使用期間）

第2条 対象施設の使用期間は、緊急に避難が必要な津波が発生し、又は発生するおそれがある時から、乙が津波避難ビルとしての役割の終了を確認した時までとする。

（目的外使用の禁止）

第3条 甲及び地域住民は、対象施設を津波避難ビル以外の目的に使用しないものとする。

（費用負担）

第4条 対象施設の使用料は無料とする。

（原状回復義務）

第5条 甲は、使用期間を終えた時は、対象施設を現状に回復しなければならない。（地震、津波等の災害により損傷した部分を除く。）この際、地域住民等が破損しなければ避難が困難であり、やむを得ず破損したことが明らかな箇所がある場合は、その回復に要する費用の負担について、甲乙協議を行うものとする。

(利用者責任)

第6条 乙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(津波避難ビル表示、公開)

第7条 甲は、施設の使用箇所等を確認したうえで津波避難ビルとして指定し、ホームページ等を用いて地域住民等に対して周知するものとする。

(有効期限)

第8条 この協定は、平成25年3月15日から効力を有するものとし、甲乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年3月15日

(甲) 安芸市

代表者 安 芸 市 長

(乙) 高知県

代表者 安芸福祉保健所長